

翻刻『松ヶ丘山崎家略譜稿本』⑬

Ⅱ 淳一郎の事績Ⅱ

リ 第九代山崎淳一郎君事蹟

第九代淳一郎君は第八代千三郎君の長子として、明治十六年九月十六日松ヶ丘の邸に生れ、些の不足不自由を知ることなく生長し、一心勉学に励みつゝありしか、明治二十九年七月四日先考の逝去に依り家を嗣く。性温良母に至孝を尽し傍ら弟妹を愛育す。

宅地価修正法は明治四十三年法律第三号を以て発布せられたるか 該調査会の調査委員は郡内宅地所有者の選挙に依り選出さるゝの規定にして、其の調査の要点は当時菅原主税局長の談話として発表せらる。今之を摘録すれば左の如し。

宅地価修正の基礎たる賃貸価格の決定に付ては先ツ税務署をして充分なる調査をなさしめ税務監督局長之を審査して大蔵大臣に提出し大蔵大臣は更に全国の地価を対照して其の不公平なきを見始めて之を認許するものにして去る四日漸く該認可の指令を發し各地方共十日頃より調査会を開くに至るへし蓋し宅地価修正の事たる多年朝野の宿論にして如何なる方法によれば果して不公平なきを得るかは政府も非常に苦心したる所なるか調査の結果左の方法ヲ採るを以て最も適切なりと認め之を実施せり

一、宅地価ノ賃貸価格ヲ調査スル為メ宅地ニ等級ヲ附ス

二、宅地ノ等級ハ地理ノ便否、商業ノ繁閑、需給ノ關係其他ノ狀況

ニヨリ地位品格ヲ鑑案シテ之ヲ定ム

三、同等級ノ宅地ノ標準トナルヘキ土地ヲ選定シ標準値トナス

四、標準地ノ選定ニハ左の方法ニ拠ル

イ、標準地ハ市区町村毎ニ等級ヲ定メテ之ヲ選定スルヲ

但地方ノ狀況ニヨリ大字毎ニ之ヲ選定スルヲ得

ロ、標準地ハ当該等級内ニ於ケル賃貸価格ノ標準トナルヘキモ

ノナルガ故ニ中庸ヲ得タルモノヲ選定スル

ハ、標準地ハ可成實際賃貸ニ附セラレタル地ニ付之ヲ選定スル

五、標準地ノ賃貸価格ヲ調査シテ同等級内ノ宅地ノ賃貸価格ノ標準
トス

六、標準地ノ賃貸価格ハ左ノ方法ニヨリ之ヲ調査ス

イ、賃貸価格ハ實際当事者間ニ於ケル契約ノ価格ニ拠ル

但シ其ノ価格カ地位品格ニ比シ不適當ナリト認ムル時又ハ
其ノ契約カ宅地価修正法第三條第三項ノ賃貸価格計算方法
ト異ル時ハ適宜ニ斟酌シテ之ヲ高ムル

ロ、標準地ト為スヘキ宅地カ實際賃貸ニ附セラル、モ又ハ賃貸
ニ附セラレサルモ其ノ賃貸価格ヲ知り難キ時ハ適宜ニ斟酌
シテ之ヲ定ムル

ハ、い号但書及ろ号ノ場合ニ於テハ通則トシテ近傍宅地ノ賃貸
価格又ハ其他若クハ近傍宅地価ヲ斟酌シテ賃貸實際ヲ算出
スル

ニ、賃貸価格ハ一坪ヲ單位トシテ年額ヲ以テ定ムル

ホ、穀物其他ノ物品ヲ以テ契約シタルモノニ対シ金額ニ換算ス
ル時ハ前三年ノ平均価格ニ依ル

ヘ、換算ニ用フル米穀ノ相場ハ当該地方算出米穀ノ大部分ガ取
引セラル、場所ニ於ケル収納期三ヶ月間上中下ノ平均相場
ニ依ル、但シ郡相場村相場ニ依ルノ慣例アル地方ニシテ適
当ト認ムルトキハ該相場ニ依ルコト

ト、米穀以外ノ物品ニ対スル換算相場モ亦次ノ方法ニ准スル
チ、標準トナスヘキ宅地ノ賃貸価格カ表坪ト裏坪ト高低ノ差ア
ルトキハ適宜ニ斟酌シテ之ヲ定ムル

リ、い号乃至ち号ニ依ル賃貸価格ハ第七号ニ記載セル甲乙等級
ノ中間ニアル時ハ低キ一方ノ等級ニ拠リテ標準地ノ等級ヲ
定ムル

七、宅地ノ等級ハ全国画一ヲ期スルカ為メ左表ノ如ク之ヲ定ム（表

略ス)

八、宅地ノ等級ヲ実地ニ定ムルニハ左ノ方法ニ拠ル

イ、各町村又ハ大字ノ宅地ヲ精細ニ実地調査シ其品位価格ニ応シテ差等ヲ設クルヲ相当トスヘキ区域ニ之ヲ分割スルヲ
ロ、差等ヲ設クルヲ正当トスヘキ程度ハ第七号ノ賃貸価格ヲ目安トスルヲ

ハ、同一若クハ又ハ類似ノ状況ニアル宅地ハ彼是土地ガ接続スルヤ否ヤ又ハ集団スルト点在スルトヲ論セス之ヲ同一等級内ニ編入シ之ニ対スル賃貸価格ハ標準地ノ賃貸価格ニ拠ル
ヲ

九、宅地等級ノ区域ヲ明瞭ナラシムルカ為メ地図ヲ調製ス

大蔵省にては以上の方法を以て最適當の方法と認め全国幾十億筆の宅地に之を實行したり若し他に以上の方法に勝る適當の手段ありとせば政府は之を採用するに躊躇せざるも宅地価修正調査会にして徒に地方的利害を是れ念とし為に全国地価の公平を破るを顧みざるか如き事あらは遺憾なから決議ヲ認可せざるの外なきなり余は調査会か更正不偏の見解を以て近時未聞の大事業を円満に完了せん事を望み且つ信するなり云々

同年八九月淳一郎君は同法に基く調査委員として大多数を以て当選の榮を担ひしも、當時は時恰かも政党熱の旺盛なる時代にして、特に小笠郡の如き其の最も甚た敷地域なりければ、定員拾名の委員中七名は政友会より選出せられ、非政友派の委員は僅かに山崎淳一郎、河井重蔵、黒田定七郎の三君に過ぎず、然れば調査会長は政友会の大庭五郎吉なりき。各委員の分担せる調査区左の如し。

第一区

委員 山崎淳一郎 河井重蔵 黒田定七郎
掛川 南郷 西南郷 中村 曾我 垂木 和田岡 日坂 上

内田 川野 相草 平田 横地 比木
計七千二百二十筆

第二区

委員 榛葉 浅羽芳三郎
東山 西山口 東山口 中内田 下内田 佐東 岩滑 西方
加茂 河城 六郷 土方
計五千六百九十一筆

第三区

委員 宮本 榑林
原田 雨桜 原谷 大池 南山 新野 朝比奈 佐倉 千浜
池新田

計五千五百八十筆

第四区

委員 深谷 富田
原泉 倉真 西郷 粟本 三浜 三俣 大坂 大淵 笠原
大須賀
計五千四百六十筆

調査会は明治四十三年十月十日より開始せらる。於是政友派委員の横暴日一日其の頂点に達し、多数を恃んで公務執行の上にも悉く私心を挟み、少数委員山崎河井黒田の穩当なる意見用ゐられず、剩さへ地位を乱用して専ら党勢の拡張を計り、政友派に好意を有する宅地所有者の利益を擁護し、否らざる者は牽強附会の理屈を附して殊更に不利に陥れんとするか如き行為をなさんとせり。此の体を見るや初めて政党色彩の濃厚なる公会を初舞台とせる淳一郎君の忍び得る所にあらず。憤激措く能はず之を天下公正の士に訴へて政府に陳情具申の手続を採らしめ、自己は山崎寛次郎博士の紹介を得て大蔵省理財局杉程次郎氏に面接具さに内容を陳情し公正なる監督を依頼する等百方奔走に努むると共に、政黨員となりて全財産を擲ち、正義の為に終生闘はんとの悲想の決意をなしたりき。斯くて税務監

督局を始め大蔵省は此の模様を聞知して、捨て置き難く早速官吏を派遣して調査会に立会はしめたる為め、政友派の野望行はれずして、辛ふして稍々適正に近き決定を見るに至れり。黒田委員が淳一郎君に致せる書状を一読すれば、其の内容の一端を窺ふに足る。

拝啓毎日々々大失礼御互に政友派之人々之ヤリマヘニ付ヤツキリ仕候御同様ニ比較的正直過キル結果カモ知レズ候扱一昨日一寸御話シ申上候通り南山村へハ汝等政友会へ入ラバ特ニ一級ヲ下スノ決定ヲ為スヘキモ然ラサル時ハ特殊ノ決定ハ無論出来サル而已カ場合ニ依リテハ比較的高キ決定ヲ為スヘシ等ノ言ヲ弄シテ同村ノ有力ナル二三ノ人々ヲ強硬ニ談判中トノナリシカ今朝南山村第一流ノ資産モ地位モアル某氏小生宅へ来訪シ宅地賃貸価格ノ査定ニツキ果シテ政友会ノ人々ノ云フカ如ク特ニ某々村而已ヲ比較的低位ノ決定ヲスルトカ全村ヲ特ニ(四隣村ニ比シ)一級ヲ下スト申如キヲ出来得ヘキヤ否ヤ等ノ言ヲ聞キニ来リ申候某人々申処ニテハ政友会側ノ言明スル所ニヨレバ政府ニハ現ニ賃貸価格調査委員 提出シタル原案ヨリ全体ニ二級ヲ下スヘキ余地アルヲ発見シタレハ他府県他町村ノ決定ノ模様ニヨリテハ其決定(他ノ)ニ付テノ残余モアルヘケレハ其残余ノ分ヲモ小笠郡へ持来リテ融通スルトキハ二級以上ノ引下ケ決定ヲ為スヲモ得ルモノトナルヘキニ付汝等若シ政友会員トナルナレバ汝ノ村ハ充分ニ引下ケノ決定ヲ為スヘシ云々トテ下級ノ人々ヲ説キ付ケ二三有力ノ人ニ圧迫ヲ加ヘ居リ候トノ(今朝小生ヲ訪ヒ来リシ人モ其圧迫ヲ受ケツゝアル一人也)實ニ彼レ政友会ノ人々ノヤリ前ハ何タル卑劣ノ挙動ニヤト憤慨致候得共彼等ハ社会ノ何事ヲモ自党拡張ノ材料ニ用ヒ居候モノナレバ今更驚クニモ足ラサルヲナレトモ決定ノ模様ニヨリテハ御同様ニ正直者ノ正当ナル決定ヲ悪様ニ云ヒ触ラシ候ヲナレトモ申難ク候ニ付出来得ル丈ノ力ハ尽サズルヘカラズト存候ニ付小生ヲ尋ネ来リシ人ニハ充分ニ彼政友会ノ言明ハ単ニ党勢拡張ノ材料トシテ虚言ヲ弄スルニ過キササルモノナルヲ及全般ニ二級下ケノ余地ア

ルナドハ断シテナシ云々又少々罪ノトハ思ヒタレトモ監督署
ノ方針大蔵省ノ内幕ノ様子ナドモ探リタルニ一級ヲ下ス丈ノ余
地サヘ見出シ不能僅ニ半級カ七分位ノ外下ストハ出来サル様ナ
レトモ余等ノ意見トシテハ一級丈ハ下スヘキ見込ナリトノヲ
懇切ニ話シ置申候間此事ハ河井君ヘ御伝ヘ願度候又明日日曜日
ヲ以テ松浦五兵衛君モ来リテ政友会ノ党議ヲ以テ各村ノ査定ヲ
決定スルトノヲニテ南山ノ政友会員某ハ其会ヘ出席ノ為ニ明日
掛川ヘ参ルト申居ル由或ハ左ル事モアラン歟ト察セラシ候間河
井君ト御相談ノ上其ノ実否又若シ事実ナリトスレバ其模様御探
知被下候様御手配願上度候

実ハ今日小生御相談ノ為ニ参上仕度候得共小作人等市ヲ為シ来
リ今日ハ終日ワラジバキ可仕候ニ付乍残念参上仕兼候間何卒河
井君ヘ此状御示シ御相談願上度候

前申上タル様ハ庄迫ハ独リ南山而已ナラサルガ如シ彼等ノ挙動
ハ実ニ刑法ニ触ルモノカト存候呵々

十一月十九日

定七郎

淳一郎兄恙下（郵便局消印ハ明治四十三年十一月二十日付ナリ）

宅地価賃貸価格ノ決定ニ付異議申立書

静岡県小笠郡

村大字何

番地

族籍職業 何之某

生年月日

一定ノ申立

拙者所有ノ小笠郡何村大字何何番

一宅地何坪ノ地価ヲ何拾何円ニ定メラレタルハ不当ナルヲ以テ

更ニ地価ヲ何拾何円ニ決定セラレンコトヲ請求ス

理由

当掛川税務署管内ニ於テハ宅地賃貸価格調査委員ノ数ハ拾名ニ
シテ其内七名ハ政友会ニ属シタルヲ以テ宅地賃貸価格調査委

員ノ議決ハ総テ政友会会員タル七名ノ意見ニ依テ決セラレタルヲ以テ政友会ニ属スル者ノ宅地ハ其ノ等級ヲ引下ケラレ其他ノ者ノ宅地ニ対シテハ総テ其等級ヲ引上ケラレ甲乙比隣ノ宅地ニシテ何等ノ等級ノ差異無カルヘキモノニ付スルニ三級四級ノ等差ヲ以テセラル要スルニ之カ決定ハ一ニ其属スル党派ノ如何ヲ根拠トセラレタリ而シテ其ノ主要ナル賃貸価格ノ調査ニ至テハ充分ナル調査ヲ為サス全然法律ノ予期シタル宅地々々修正ノ趣旨ヲ減却セシメラレタリ而シテ此調査ヲ為サントスル甫ニ於テ拙者ハ政友会員ヨリ政友会ニ入党スルカ然ラサレバ来ルヘキ四十四年ノ県會議員ノ選挙ニ於テ政友会ノ候補ヲ推撰スルノ約束書ヲ出スニ於テハ其等級ヲ引下クヘク若シ之ニ反スルニ於テハ其等級ヲ引上クヘキニ付速ニ其手続ヲ為スヘキ旨ノ協議ヲ受ケタレトモ拙者ハ租税負担ノ事タル斯カル事情ヲ以テ決定セラルヘキモノニアラズ必スヤ公平ナル決定ヲ可受モノト確ク信シテ疑ハサリシカ故ニ其ノ協議ニ応セサリシヲ以テ此不当ノ決定ヲ受ケタリ掛川稅務署管内宅地賃貸価格調査ノ実況上述ノ如シ而シテ此決議ニ基キ明治四十四年壹月 日公示セラレタル賃貸価格ノ決定ヲ見ルニ頗ル不公平ナルモノニシテ拙者所有ノ前記ノ宅地ハ隣地何番何番類地何番何某ノ宅地ト同一ニ査定セララルヘキモノナルニ拘ハラス之ヲ前記ノ如クセラレタルカ如キハ一ニ前陳ノ理由ニ依リタルモノト認ムルノ外何等ノ根拠無キモノト確信ス伏シテ冀ハクハ閣下稅務署ノ発シタル議案ニ徴シ又小数派委員ノ調査シタルモノト近隣比準ノ等級等ニ鑑ミ前記申立ノ通り決定アランヲ請求候也

右申立人

年 月 日

何 某 印

大藏大臣侯爵桂太郎殿

宅地賃貸価格再調査ノ誓願

静岡県小笠郡

村大字何

番地

族籍職業

何之某

生年月日

謹テ衆議院議長長谷場純孝殿ニ請願仕候

当掛川税務署管内ニ於ケル宅地賃貸価格調査委員ノ数ハ拾名ニシテ其内三名ヲ除クノ外ハ総テ同一ノ政派ニ属シタルヲ以テ其政派ニ属セサルモノ、宅地賃貸価格ハ其ノ等級ヲ引下ケラレ甲乙比隣ノ宅地ニシテ何等等級ノ差異無カルヘキモノニ附スルニ等差ヲ以テシ之カ決定ハ一ニ其党派ノ如何ヲ根拠トシ主要ナル調査ヲ為サズ全然法律ノ予期シタル宅地価修正ノ趣旨ヲ滅却セシメタリ然ルニ掛川税務署長佐藤惣太郎ハ此不当ノ決議ノ行ハルニ際シ多数党ノ權威ニ恐レテカ自己ノ発シタル議案ニ對シテ一言ノ抗弁ヲモ為サズシテ其ノ會議ヲ終了シタリ此決議ニ基キ去ル壹月 日公示セラレタル賃貸価格ノ決定ヲ見ルニ頗ル不公平ナルモノ、ミニテ某等ハ之カ決定ニ服スル不能更ニ法律ノ認容スル手段ニヨリテ之カ補正ヲ求ムヘシト雖モ不当ノ事實該税務署所管ノ全部ニ亘リ個々ノ訴願ニヨリテハ到底全部ノ補正ヲ期スヘカラサルヲ惧ル、ノミナラズ斯カル調査ハ一ニ党派の私情ノ為ニ輕々ニ決定セラルヘキモノニアラズト信スルカ故ニ伏シテ希ハクハ閣下宅地賃貸価格調査ノ本旨ニ基キ該税務署ニ於テ決定セルモノ、全部ニ就キ再調査ヲ命セラレ同地位ニ在ル宅地ニシテ甲ハ永遠ニ負担ヲ重クセラレ乙ハ永遠ニ之ヲ輕減セラル、ノ弊ヲ去リ賦ニ厚薄ノ弊無ク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメ賜ハン、ヲ別紙参考書相添謹テ奉請願候也

右請願人

何 某 印

衆議院議長長谷場純孝殿

掛川稅務署管内何レノ町村ヲ不問稅務署長ノ發シタル同位置宅地ノ原案等級

多数党ノ決定シタル等級

摘要

貳拾級	二十三級	国民党员ノ宅地
貳拾級	十九級	政友會員ノ宅地
同級	二十二級	国民党员ノ宅地
同級	十八級	政友會員ノ宅地
同級	二十一級	政友會員ニアラサルモノノ宅地
同級	二十三級	国民党员ノ宅地
貳拾壹級	十九級	政友會員ニアラサルモノノ宅地
拾九級		政友會員ニアラサルモノノ宅地

貳拾壹級

十九級

政友會員ニアラサルモノモ來ル四十四年ノ縣會議員選舉ニ

於テ政友會ノ候補者ヲ推撰スヘキコトヲ約スル者ノ宅地

拾九級

政友會員ニアラサルモノノ宅地

右の外第二区東山村松浦賢作及第四区原泉村弓桁谷吉等の不公平決定方の是正を依頼し來れる書簡を存するも煩を厭ひ省略す。

第三議會は明治四十三年十二月七日（十二月一日の予定を五日に延期し更に七日に再延期したり）に開會し、席上河井調査員の演説左の如し。

本員ハ此修正案ニ賛成ヲ表スルモノデアリマス ソウシテ聊カ賛成ノ意見ヲ述マス 一読會ノ次キニ於テ各主査ヨリ報告セラレタルモノヲ見マスルト同意ヲ表シ難キ村方モ少シアリマスガ先ツ大体ニ於テ之ニ同意ヲ表シ 而シテ更ニ全体ニ向テ一級下ケ若クハ二級下ケヲ行ヒタイト思ヒマシタ 其ノ理由ハ宅地ノ修正ニハ旧稅ヨリモ増加シナイト云フ精神デアリ 其ノ齊シク非常特別稅ヲ課シタル田畑ノ如キハ既ニ八厘減ヲ行ヒタルニ拘ハラス 此宅地ニ於テハ地価ノ修正ヲナスト云フ名目ノ為メニ

此輕重ヲ為サスシテ今日ニ及ヒタリ 仮リニ田畑ノ地租輕減ヲ相当ナリトセンカ 宅地ニ向ツテモ又其輕減ヲ為スノ至当ナル言ヲ俟タス 此減額ノ割合タル地価百円ニ對スル八円ノ地租ハ壹円六十錢ノ減額ヲ見ルヘキモノデアル 然ルニ今日ノ宅地ノ地価ハ賃貸價格ノ調査ニ於テ幾分ノ減額ハセラレトモ 未タ田畑ト同額ノ割合ニ至ラズ 故ニ先ツ郡内各町村ノ級位ヲシテ比較權衡ヲ得セシメ至公至平ニ調査ヲ遂ケ其上ニ於テ可及限リノ減額ヲ行ヒタイト思ヒマシタ

殊ニ他郡ニ比シマスルト外觀ハ同一ナルカ如キモ實際ニ於テハ郡村ノ大勢ハ悉ク山間ニ位シ 衛生ノ上ヨリ見ルモ彼ノ赤痢病ノ如キ県下第一ノ流行地ニシテ殆ト一種ノ特有病ト云フモ過言ニアラス 適マ平地ナル平田ノ如キ飲料水スラ得ルト不能 此掛川町ノ如キ飲料水ノ欠乏ノ為メニ進歩發達ヲ見サルカ如キ一例ナリ 故ニ特ニ一級二級ノ引下ケヲ為サントセシハ 政府ハ既ニ總テノ金額ヲ配分シテ残ス無キニ至リ如何共スル不能遺憾ナリ

二読會ニ於ケル諸君ノ修正ハ甚タ多数ニシテ其權衡上ニ於ケル判断モ即時ニ付キ兼マシタカラ此決議ノ延期ヲ乞ヒマシタガ容レラレズシテ二読會ノ決議ヲ見ルト相成マシタ ソウシテ本員ハ此二読會ノ終リニ於テ會長ニ向テ政府ハ国運ノ發展ニ伴ヒ宅地ノ賃貸料ハ自然増加ヲ爲セルヲ以テ幾分ノ減額ヲ行フモ差支ナキ旨ニテ其減額スヘキ金額モ署長ヨリ内示セラレタリト聞ク 事實如何ト質問セシニ其ノ事ナシト云ヒ 更ニ質問ヲ為スヤ公然ニハアラサルモアリタリト云フ 會長ハ何ヲ苦ンテ之ヲ會員一同ニ内示セサリシカヲ疑フモノデアリマス 若シ其當時ヨリシテ之ヲ會員一同ニ内示セシナラバ今日ノ如キ會期ノ切迫セルニ拘ハラズ數日ノ延會ヲ為スカ如キ失体ヲ為サズシテ止ミシナラン 然レトモ最早此事ハ既住ニ屬シ詮スルノ必要ナシ

而シテ此三読會ノ修正案ハ各員ノ意見及稅務署長監督局等ノ意

見等ヲ参考トシテ爰ニ生レ出テタル案ナレトモ此案ニ対シテモ遺憾ノ点モ多々アリマスカ 会期モ切迫シテ僅ニ数時間ニ迫リタル今日此修正案ヲシテ如何共致シ方カアリマセン

賦ニ厚薄ノ繁無ク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメントノ聖詔ニ対シ奉リ恐懼ノ至リニ堪ヘサルモノアラシモノ前申ス如ク如何共致シ方カアリマセン此事タル一時的ノモノニアラズシテ 租稅負擔ノ事タル将来ニ及ホス重大ノ事ナレバ 此上政府ニ於テモ篤ト審査ヲ遂ケ至公至平ノ処置ニ出テラレンヲ 殊ニ此急激ノ際ニ於ケル修正案ナレバ幾多ノ錯誤無キヲ保セス 願ハクハ政府ニ於テハ他日法律ノ權能ニヨリ申立ヲ為スモノアラバ 我々ノ及バサル処ニ向テ充分ナル審査ヲ遂ケ至公至平ノ処分ヲ為シ誓テ聖詔ニ背カサル様一層ノ注意ヲ尽サレンヲ 此案ニ対シ一括シテ同意ヲ表シマス 満場一致ノ同意ヲ望ミマス

明治四十三年八月淳一郎君は掛川町の發展せざるを慨し、人の和に頼らすして事物の發達望み難し。当町發展の爲には是非共町民一致協力愛町の念を喚起するに如かずとなし、一ツの同志会組織を發起し庚戌俱樂部を結成したり。

掛川庚戌俱樂部趣意書

一家ノ繁榮ハ家族ノ和樂ニアリ、郷土ノ發展ハ住民ノ一致ニ依ルコト素ヨリ言フ俟タス、由来我掛川町ハ旧藩制度ニ拠リ節儉本位ヲ固執シ、因襲俗ヲ成シ、儉素ノ義風幸ニ海道冠タリト雖モ、一得ハ一失ヲ伴ヒ惜ムヘシ矣遂ニ進取ノ活氣ヲ失ヒ因循姑息ノ傾向ヲ来タシ日ニ衰へ月ニ退ク、今ニ於テ之カ救済ヲ策セスンバ或ハ町ハ變シテ村トナリ、邸ハ化シテ圃トナラン、思フテ此ニ至レバ轉タ寒心ニ耐ヘサルナリ、吾人此ノ悲境ニ沈淪スル所以ノモノ一ニシテ足ラズト雖モ究竟スレバ人心ノ一致愛郷ノ誠意ヲ欠キタル

ノ結果ニ外ナラズト云フモ証言ニアラサルヲ信セスンバアラズ、
今ヤ之ノ感想ハ幸ニシテ吾人町民ノ頭腦ニ浸潤シ端シナクモ本年
一月ニ於ケル高女問題、尚又今回宅地佃賃賃格調査委員選舉ニ
於ケル空前ノ一致行動トナリ之ノ感想ヲ実顕シタルハ恰カモ涸渴
セル民心滋雨ニ浴シテ蘊生セルノ慨アリト云ツヘシ、吾人敢テ自
ラ揣ラズ此機ヲ利用シ且ツ記念シテ茲ニ庚戌俱樂部ヲ組織シ弥々
倍々一致共同ノ精神ヲ助長シ不偏不党飽クマテ掛川町ヲ本位トシ
以テ繁榮發展ニ資セント欲スルモノ洵ニ偶然ニアラサルナリ、町
民有志諸君幸ニ之ノ意ヲ諒トセラレ奮テ賛成加盟セラレンコトヲ

明治四十三年八月

發起者

山崎淳一郎

(以下) 松本義一郎 鳥井俊三郎 土屋久吉 寺沢平吉 杉山久
藏 小川豊吉 黒田鐵次 高村乙吉 寺田祝作 永野竹次 村松
亘二 松井彦次郎 宮崎藤次郎 石川廣助 菅沼甚藏 大庭直一
郎 山下奥次郎 柴田半藏 戸塚千代藏 川原崎卯平 戸田亀
吉 赤羽宇平

掛川庚戌俱樂部申合書

- 一、本俱樂部ハ掛川庚戌俱樂部ト称ス
- 二、本俱樂部ハ一ニ掛川町ヲ本位トシ不偏不党一致共同シテ当町
ノ繁榮發展ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 三、本俱樂部ハ前項ノ目的ヲ賛成実践スル掛川町民ニ依リテ組織
ス
- 四、本俱樂部事務所ハ仮リニ掛川町 番地ニ置ク
- 五、本俱樂部ニ左ニ役員ヲ置ク
 総務 一名 副総務 一名
 幹事 五名 委員 若干名
- 六、本俱樂部員ハ当町各字ニ於テ各二名ノ委員ヲ選任シ委員ハ總
務副総務及幹事ヲ選舉スルモノトス

- 七、役員ハ総テ名誉職トス
但委員会ノ決議ニ依リ報酬若クハ実費ヲ支給スルコトヲ得
- 八、総務ハ庶務ヲ総攬シ部員ヲ指導シ総務事故アルトキハ副総務
之ニ代リ幹事ハ総務ノ命ニ遵ヒ事務ヲ分担シ委員会ヲ招集シ
テ諸般ノ事項ヲ協議決定シ総務ノ裁許ニ依リ施行ノ任ニ膺リ
委員ハ幹事ノ招集ニ応シテ会議ニ列シ可否ヲ協議シ及ヒ部員
ニ通牒等ノ事務ヲ扱フモノトス
- 九、部員ハ第一項ノ目的ニ適合スル事項ト認ムルモノアルトキハ
速ニ幹事ニ申出テ幹事之ヲ取捨シテ委員会ニ提案協議スルモ
ノトス
- 十、委員会ハ総務ノ命ニ依リ幹事之ヲ招集ス
- 十一、会議ハ過半数ノ出席ニ依リテ開会シ多数制ニヨリテ決ス可
否同数ナルトキハ議長ノ意見ニ一任シ総務ニ申告シ裁許ヲ經
テ施行スヘキモノトス
- 十二、幹事ハ委員会ニ列席シ委員ト同一ノ権能ヲ有スルモノトシ
尚會議員定数ニ加ハルモノトス
- 十三、本倶楽部經費ハ部員ノ負担及寄附金ヲ以テ之ニ充テ委員会
ニ於テ協決ノ上支弁スルモノトス
- 十四、出納事務ハ幹事中ノ一員ニ総務之ヲ囑託シ會計ハ便宜委員
会ノ節其收支ヲ報告スルモノトス
- 十五、本部員タラント欲スルモノハ幹事ニ申出本申合書へ署名調印
スルモノトス
但退会セントスルモノハ亦幹事ニ申出ツヘシ
- 十六、本申合書ハ委員会ノ決議ヲ經総務ノ裁許ヲ得テ加除更正ス
ルコトヲ得

総務 山崎淳一郎
副総務 松本義一郎
同 鳥井俊三郎

明治四十三年十月二日左ノ決議ヲナス

本俱樂部ノ会合ヲ春秋二期（四月、十月第一日曜日）トアルヲ
（三月十月）ト更正シ日時ハ幹事ニ於テ選定スル事

◎ 部員報告

一、會員入会及死亡
入会者 中町区青山英太郎 米元恒造 大浦友吉 矢田政作
死亡者 連雀町区近藤平次
現在會員三百九拾五名
以上

明治四十四年四月 掛川庚戌俱樂部

大正二年六月一日庚戌俱樂部関西遊覽會員四百廿八名午後八時十分掛川駅發出發ス

幹部ハ山崎淳一郎、松本義一郎、鳥井俊三郎、山下奥次郎、永田文太郎、村松亘二、戸田亀吉、永野作次、寺澤平吉、高村乙吉、土屋久吉、河原崎卯平ノ十二人ナリ

既往庚戌俱樂部の大なる事業は 町民營業税賦課の適正を計り、或は大正二年三月区裁判所存廢等に関し奔走し、其の他苟も町の利害休戚に關しては極力活動を惜しまさりき。

明治四十三年十月廿四日掛川町會議員定期半数改選ニより淳一郎君町會議員に當選す。従来何事に抛らす君の出馬を懇請翹望する者多かりしも、如何せん制度に所謂独立の男子たるの年齢に達せざるを以て、法律上の公職に参与すること能はさりしか、最早定年に達したれば各方面の要望推薦等殺倒し来れるなり。

明治四十三年十月三十一日掛川町学務委員に當選し町教育の刷新を画策す。

明治四十三年十二月一日帝国在郷軍人分掛川町分会評議員を囑託せらる。

右の外所得税調査委員、学校増改築委員等に當選したる事ある

も省略す。

大正二年十一月五日師団演習の爲め曾我村附近演習中久邇宮殿下同夜松ヶ丘家へ御宿營の予報あり。準備おさ／＼怠り勿りしが、午后七時半頃に至り露營の事に御予定御変更あらせられたる爲め、御料理全部を露營地に運搬差上げたり。

曩の御宿營御予定人員は宮殿下を御始め家従壹人、侍従武官（大佐）壹人、同従卒二人の筈なりき。（日記）

越えて十一月十八日久邇宮殿下より、先般御宿泊の準備に対し白羽二重壹疋、金拾五円召使へ被下到著す。（日記）

大正二年十一月十三日不図病に罹り臥床、今家藏の日記により病中の状況を録す。

大正二年十一月十三日ヨリ淳一郎様御不快 十四日浜松村尾達
弥医師ヲ招キ診察ヲ乞フ

十一月十九日入澤博士来り淳一郎君ノ診察ヲナス

十一月廿六日東京ヨリ医学士神保幸太郎氏ヲ聘シ診察ヲ受ク

十二月十二日正午腸出血アリ番頭卯平ヲ官幣大社多賀神社ニ遣
ハシ祈禱ヲナス

十二月十六日医博宮本叔氏ヲ東京ヨリ聘シ診察ヲ乞フ

十二月十七日暁ヨリ御重態親族縁者へ電報ス 午后小康

十二月廿日去月十三日ヨリ御病氣ニ付種々療養ニ手ヲ尽シタル

モ其ノ効ナク午前七時五十五分遂ニ逝去セラル

翌廿一日御本葬ヲ明年一月廿一日ト相定メ同夜十二時四十分出
棺御所原ニ茶毘ニ附ス

十二月廿二日午后四時無滞遺骨ヲ拾ヒ上ケタリ

前記の如く大正二年十二月廿日を以て逝去せられ、英岳淳恭居士と謚し徳雲寺先塋の域に葬る。寿三十一歳。郷民痛惜せざる者なし。長男健太郎君家を嗣く。

妻女浪江子は明治廿七年一月一日磐田郡見付町男爵赤松則良氏の九女に生れ、大正元年十月淳一郎君に嫁し、一子健太郎君を挙げしか、夫君大正二年十二月廿日不図せし病氣遂に重りて逝去せられたるに依り、悲嘆の涙止めあえぬ中に堅く婦道を守り、健氣にも亡き背の君の菩提を弔ひ、決して再醮を望まずとて専ら健太郎君の生長を楽しみつゝありしか、未たうら若き春秋に富む者をして空しく孤閨を守らしむるの不憫なるを察し、先代の未亡人しん子を始め、重立ちたる親族熟議の上切に本人に勧めて大正六年七月当家を在所として他に再嫁せしむるの方策を講し、同月廿七日実家赤松男爵家へ入籍の手續を運ひたり。

(続)